

# 平成30年7月豪雨に係る被災代替家屋特例申告書

年 月 日

総社市長様

(申告者)

氏名又は名称

住所又は所在地

電話番号

個人番号又は法人番号

(右詰で記載)

平成30年7月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得し、又は当該損壊した家屋を改築したので、地方税法第352条の3又は第702条の4の2の規定に基づく減額について、下記のとおり申告します。

なお、被災家屋が総社市以外に所在していた場合は、被災家屋の所在した他市町村に対し、総社市がその課税状況等を照会することに同意します。

## 記

### 1. 代替家屋の状況

納税義務者 所有者	氏名 (名称)	被災家屋の所有者との関係 ( )		
	住(居)所 (所在地)	〒 -		
代替家屋	所在地	総社市		
	家屋番号		床面積	m <sup>2</sup>
	共有持分	/		種類(用途)
	取得・改築年月日	年 月 日	構造	
	取得・改築の状況	<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 既存家屋の取得 <input type="checkbox"/> 被災家屋の改築 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

### 2. 被災家屋の状況

納税義務者 所有者	氏名 (名称)					
	住(居)所 (所在地)					
被災家屋	所在地	(家屋番号: )				
	種類(用途)		床面積	m <sup>2</sup>	共有持分	/
	処分方法	<input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 年 月 日処分				

1 「代替家屋」とは、平成30年7月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該家屋をいう。

2 「被災家屋」とは、平成30年7月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋をいう。

3 申告書は、1棟(区分所有家屋の場合は住戸)ごとに作成していただくことになります。

4 特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

## 特例の適用要件

平成30年7月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例の適用要件は、次のとおりです。

### 1. 適用対象者

- (1) 被災家屋の所有者（当該被災家屋が共有名義の場合には、その持分を有する者を含む。）
- (2) 被災家屋の所有者から相続があった場合、その相続人
- (3) 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
- (4) 被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等  
※ 被災家屋の所有者とは、平成30年7月5日現在の所有者をいう。（被災時点で家屋を所有しておらず、被災後に新たに取得した場合は対象となりません。）

### 2. 代替（適用対象）家屋の要件

- (1) 被災家屋に代わるものとして取得又は改築した家屋であること。
- (2) 原則、被災家屋と種類（用途）又は使用目的が同一であるもの。

### 3. 被災家屋要件

- (1) 平成30年7月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋  
※ 原則として罹災証明書の判定が「半壊」以上であること。（平成30年度分の固定資産税・都市計画税において、減免が適用される程度（損害割合20%以上）の被害を受けていること。）
- (2) 取り壊し又は売却等の処分がなされていること

### 4. 代替家屋の取得期限

平成30年7月6日から令和5年3月31日までの間に取得又は改築したものであること

### 5. 特例対象範囲

被災家屋の床面積相当分に係る固定資産税及び都市計画税の税額について、取得の翌年から4年度分を2分の1減額します。

### 6. 申告書の提出期限及び提出先

代替家屋を取得又は改築した年の翌年の1月31日までに、総社市役所税務課資産税係に提出してください。

## 添付書類

### 1. 被災家屋が平成30年7月豪雨により滅失又は損壊した旨を証する書面

⇒ 罹災証明書（写）

### 2. 被災家屋が所在したことを証する書面

⇒ 被災家屋が所在した市町村が発行する平成30年度固定資産税名寄帳（写）、納税通知書の課税明細書（写）、固定資産評価証明書（写）等

※ 被災家屋が総社市に所在した場合は、上記書面の提出は不要です。

※ 被災家屋が課税台帳に登録されていない場合は、別途被災家屋の所在を確認できる書面が必要です。

### 3. 被災家屋の処分を確認できる書面

⇒ 解体した場合 解体契約書（写）、解体完了通知書（写）等

⇒ 売却した場合 売買契約書（写）等

### 4. その他

(1) 平成30年1月2日から平成30年7月5日までの間に取得し、被災した家屋については、災害発生時に被災地に所在、所有したことを証する書面

⇒ 不動産登記簿謄本（写）、建築請負契約書（写）、売買契約書（写）等

(2) 代替家屋の所有者が、被災家屋の所有者の相続人や被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等であることを証する書面

・ 相続人 ⇒ 戸籍謄本（写）

・ 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族

⇒ 戸籍謄本（写）と住民票（写）

・ 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等

⇒ 法人の登記簿謄本（写）

※ 必要に応じて上記以外の書面を提出していただく場合があります。

※ 必要に応じて被災家屋の所在した他の市町村に問い合わせをする場合があります。

※ 虚偽の申告があった場合は、被災代替家屋の特例を取り消すことがあります。